

新型コロナウイルス感染症対策に係る営業時間 短縮要請期間中の飲食店等への協力要請につい て



ターゲット 3.3

令和3年7月27日

郡山市総務部

総務法務課

担当：山内 憲

TEL：924-2031

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他感染症に対処する」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飲食店等への営業時間の短縮のご協力をお願いいたします。

- 1 日 時 7月27日(火) 午後8時00分スタート 参集時間：午後7時50分
- 2 場 所 郡山駅前アーケードをスタートし、駅前地区の飲食店
- 3 出席者 市長、福島県県中地方振興局長、県職員、市職員（約20名）
- 4 内 容 県職員と市職員が班を編成し、郡山駅前周辺の飲食店等へ営業時間短縮の協力を要請するもの。

【主な要請内容】

- (1) 営業時間短縮協力の要請
- (2) 感染症防止対策の要請

※飲食店等への要請につきましては、7月28日以降も引き続き行います。

時短要請期間中の飲食店等への働きかけ（見回り）活動について

1 目的

「郡山市における新型コロナウイルス感染症集中対策」（令和3年7月24日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部）において事業者（店舗）に対して要請した営業時間短縮への協力状況の確認等を行うもの。

2 対象地域

郡山市全域

3 対象店舗

食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の店舗

・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店

※前回要請時（R3.5.15～5.31）の見回り店舗数 1,838 店舗

4 実施期間

令和3年7月27日（火）～

見回り時間：27日、28日 20:00～ 29日以降 18:00～

※時短要請期間 7月26日（月）午後8時～8月16日（月）午前5時

（午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛、酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

5 実施方法

県職員1名及び市職員1名で班編成し、協力状況を確認するため営業自粛を求めた20時以降に実施。

<営業時間短縮協力状況の確認>

ア 営業時間短縮への協力状況を「時短営業に関する張り紙」等の有無で確認する。

イ 20時以降も営業している非協力店舗に対しては、「時短要請チラシ」等を使用し、協力を依頼する。

○7月27日（火）スケジュール

19:50 郡山駅前アーケード集合
（三万石本店前）

20:00 働きかけ（見回り）活動開始

21:30 終了予定